誓　約　書

恵那市商工振興補助金　「デジタル化支援事業」による補助を受けて購入したスマートフォン又はタブレット端末について、下記の事項を誓約します

１．スマートフォン又はタブレット端末を購入日から起算して3年間は売却しません。

２．業務以外には使用しません。

３．恵那市商品券事業実行委員会が実施する電子商品券事業に参加します。

４．上記１から３に反した場合は、補助金を全額返還します。

年　　　月　　　日

所在地

事業者名

代表者名